

尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、面識のない不特定の者に対し、電話その他の通信手段を用いて、預貯金口座への振込みその他の方法により、現金等をだまし取る詐欺による被害を未然に防ぐため、市民が着信前自動警告及び自動録音機能を有する電話機又は外付け録音機（以下、「自動録音機能付電話機等」という。）を購入する際に必要となる費用を補助することについて、必要な事項を定める。

(補助対象者)

第2条 補助金の交付対象となる者（以下、「補助対象者」という。）は、次の各号に掲げるすべての要件に該当するものとする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者であること。
- (2) 65歳以上の者であること。
- (3) 自動録音機能付電話機等を購入した者であること。

2 前項に定めるもののほか、市長が補助金を交付することに特別な事情があると認めた場合は、補助対象者とする。

(補助対象機器)

第3条 補助金の交付対象となる機器（以下、「補助対象機器」という。）は、公益財団法人全国防犯協会連合会が推奨する優良防犯電話機推奨品目録に記載されている自動録音機能付電話機等のうち、固定電話機又は固定電話機に設置する外付け録音機とする。ただし、優良防犯電話機推奨品目録に記載がないものであっても、市長が同等品と認める場合はこの限りではない。

(補助対象経費)

第4条 補助金の交付対象となる経費（以下、「補助対象経費」という。）は、別表1のとおりとする。

(補助金額)

第5条 市長は、補助対象経費について、補助対象機器が固定電話機の場合は1台10,000円を上限に、外付け録音機の場合は1台5,000円を上限に予算の範囲内で補助金を交付することができる。

(補助金の交付申請等)

第6条 補助金の交付を受けようとする補助対象者（以下、「交付申請者」という。）は、尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付申請書兼実績報告書（兼交付請求書）（様式第1号）に、別表2に掲げる資料を添えて、市長に交付申請、実績報告及び交付請求（以下、「交付申請等」という。）をしなければならない。

(補助金の交付決定)

第7条 市長は、前条に規定する補助金の交付申請等があったときは、申請内容を審査す

るとともに、必要に応じて調査を行い、補助金の交付の可否を決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により、補助金の交付について、適当であると認めるときは、交付すべき額を確定し、尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書（様式第2号）により、交付申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、前項の規定により、補助金の交付について、不適當であると認めるときは、尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、交付申請者に通知するものとする。

（申請の取下げ）

第8条 交付申請者は、前条第2項の規定による補助金の交付決定を取下げようとするときは、尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付申請等取下承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申請があった場合において、申請内容を承認すべきものと認めるときは、尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付申請等取下承認通知書（様式第5号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助金の交付）

第9条 市長は、第7条に規定する補助金の交付を決定した交付申請者に対し、補助金を交付するものとする。

（補助金の交付決定の取消し及び返還）

第10条 市長は、交付申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定を取消し、もしくは交付決定の内容を変更し、又はすでに補助金を交付している場合は、期限を定めて当該補助金の全部もしくは一部の返還を命ずることができ

- 1) 虚偽又は不正の方法により補助金の交付を受けたとき
- 2) 補助金をその目的以外に使用したとき
- 3) 補助金の交付決定日又は補助金額の確定日において、第2条で定める補助対象者に該当しなくなったことが判明したとき
- 4) この要綱又は交付決定の内容及びこれに付した条件に違反したとき
- 5) 尼崎市暴力団排除条例（平成25年尼崎市条例第13号）第2条第4号、第5号及び第7号のいずれかに該当するとき
- 6) 暴力団等の利益になるとき

- 2 市長は、前項の取消しの決定を行った場合には、その旨を尼崎市自動録音機能付電話機等購入補助事業補助金交付決定取消通知書（様式第6号）により交付申請者に通知するものとする。

（補助対象機器の管理及び処分）

第11条 補助金の交付を受けた者は、購入した補助対象機器について、補助金の交付の日から起算して6年を経過するまでの間、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡

し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。ただし、市長がやむを得ないと認めたものについては、この限りではない。

(調査協力)

第12条 補助金の交付を受けた者は、市長が補助対象機器の使用状況等について調査を行う場合はこれに協力するものとする。

(補則)

第13条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施について必要な事項は、主管局長が定める。

附則

この要綱は、令和4年7月1日から施行し、令和4年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用する。

附則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年4月1日以降に実施する補助対象事業に係る補助金から適用する。

別表1

補助対象経費	補助対象外経費
(1) 補助対象機器の購入経費	(1) 修理、点検等に係る経費 (2) 消耗品の交換等に係る経費 (3) 電力の受給その他電話機等の機能を維持するための経費 (4) 補助対象機器の設置に係る経費 (5) 補助対象機器の配送に係る経費 (6) 65歳以上の高齢者が2名以上居住する世帯における複数台の補助対象機器の購入経費

別表2

交付申請等に必要となる添付資料
(1) 購入した機器の機能が確認できる説明書、仕様書等 (2) 補助対象額が確認できるレシートや領収書等 (3) 通帳の写し (4) その他市長が必要と認める書類